

春日部市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険税条例（平成17年条例第120号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
附 則 (病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例) 7 <u>平成30年3月31日</u> までの間、第3条1項中「後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び」とあるのは「後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下この項において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。	附 則 (病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例) 7 <u>平成25年3月31日</u> までの間、第3条1項中「後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び」とあるのは「後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下この項において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の春日部市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。